

京都プロジェクト（仮称）に係る環境影響評価方法書
審査会意見に対する事業者回答

審査会意見			事業者回答
受領日	委員	意見	
2022 年 12 月 21 日	東野会長	事業が具体化していない部分があり、アセスの方法も十分に詳細な指摘が難しい状況ですが、方法書（あるいは準備書）で明らかにできない廃棄物や GHG 発生量、地下水調査、影響予測方法のなどの調査や予測（行政への書類提出も）の一覧を作成し、表 1. 2-3 の事業スケジュールの進行状況に対応した、その実施時期（幅をもたして）を示すことは事業者に依頼できないでしょうか。いつ準備書や評価書への記載が行われるのかどうか、このままでは曖昧です。	・準備書においては、方法書に基づき調査・予測・評価を行い、その結果を記載します。予測の前提となる与件や必要な各種諸元については、事業計画に基づき設定します。事業計画が確定しない部分については、採用しうる範囲内で環境に最も影響を与えと考えられる条件を設定し、調査・予測・評価を行います。 ・ご指摘の廃棄物や GHG についても方法書に記載の通り、準備書にて事業計画や工事計画、温室効果ガス削減対策（高効率機器などの取り組みメニュー）等の必要な諸条件を設定し、発生量などを予測する予定です。 ・地下水利用については、計画地内の地下水の状況等、各種設定の基本的な情報を把握するための調査（揚水試験等）が既存建物撤去後でないと実施できないことから、準備書段階では諸条件の設定が困難となる可能性があります。そこで、地下水利用に係る諸条件の設定や影響は段階的に検討を進めたいと考えています。想定する段階的な検討は以下のとおりであり、準備書での定性的な予測の結果、諸条件の設定が困難な場合は、事業計画の進捗状況や確定に向けた今後の詳細調査・検討スケジュール、環境配慮方針等を整理し、事後調査報告書にて必要に応じて報告します。 ①準備書では事業計画に基づき必要な設計水量や設計与件を設定し、周辺事業の実績値等を参考に必要水量確保の可否や影響を定性的に予測 ②既存建物撤去後の詳細調査、水質等への影響や詳細検討に基づく揚水量等を確定 ・なお、地下水利用に係る各種諸元は GHG の予測にも関係するため、準備書にて確定しない部分については、採用しうる範囲内で環境に最も影響を与えと考えられる条件を設定し、調査・予測・評価を行います。